

特定保健指導（遠隔型）実施業務の委託に関する 質問及び回答

【質問1】仕様書

仕様書 第5 業務内容 2の(3) 特定保健指導の実施について

『利用勧奨・再募集』との記載がありますが、

- ①勧奨の手法に規程（制限）はございませんでしょうか。（DM や電話など）
- ②勧奨を実施するにあたり個人情報（住所・電話番号）の提供はございますか。

【回答】

①について

勧奨の手法について、特に規程（制限）は設けておりませんが、特定保健指導の実施案内の送付時に、遠隔型の実施案内も行う予定ですので、(1)に記載のとおり、案内チラシの御用意はしていただきたいと考えております。その他の手法については、協議のうえ決めさせていただきたいと考えております。

②について

個人の住所及び電話番号の提供はいたしません、職場の電話番号であればお教えできます。

個人の住所及び電話番号が必要な場合は、受託業者において対象者とやり取りをしていただき入手をお願いいたします。

【質問2】仕様書

仕様書 第5 業務内容 2の(1) 特定保健指導案内チラシの作成について、

参加勧奨について、「対象者から申込書の提出が必要な場合は」というのは弊社側が必要な場合のことでしょうか。特に必要なければこちらの項目についての対応は不要でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込みのとおりです。受託業者において不要であれば、申込書の作成は不要です。

【質問3】募集要項

参加募集要項 6 参加資格要件にて『競争入札有資格者名簿に登載 されていない場合であっても、京都市競争入札取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者』について。

弊社は競争入札有資格者名簿登録をしておりませんので、京都市競争入札取扱要綱第2条第1項(3) ア・イについては、納税証明書を同封すればよろしいでしょうか。（ウ・エについては弊社は東京都なので該当しません）

【回答】

お見込みのとおりです。

※ 質問について、基本的には提出いただいた原文のまま掲載していますが、その内容を明確にするため、一部表現を変更しているものもあります。